

審査基準について(案)

審査項目				審査基準	
	項目	内容	配点		
1	管理者	管理者は、教育・保育施設の運営に携わった経験を有し、職員への指導力を発揮している。	4	1	管理者は、認可外保育施設等の教育・保育施設の運営に携わった経験を有している。
				2	管理者は、中長期的な運営の方針及び目標を持ち、その実行に向けて、職員への指導力を発揮している。
2	職員	4・5歳児に対して安心・安全に教育・保育を提供する職員体制を確保し、職員の質の向上に努めている。	6	3	職員の心身の健康と安全を確保する対策をとったうえで、教育・保育の連続性を考慮した無理のない職員配置を行っているとともに、保育従事者の必要数の2分の1以上は、保育士、看護師(准看護師を含む)、幼稚園教諭、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))の修了証書を交付された者である。
				4	4・5歳児が在籍するクラスの担任に保育士または幼稚園教諭を配置している。
				5	人材育成にかかる研修計画等を作成したうえで、職員会議や職員研修を行うための時間及び体制を確保するなどにより、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。
3	こどもの人権の尊重	こどもの人権を尊重した教育・保育を行っている。	2	6	こどもの基本的人権の尊重やプライバシーの保護についての考えをまとめたマニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
4	保育課程の編成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成し、保育計画に反映されている。	8	7	保育課程が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成され、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
				8	保育課程は職員全員が参画して編成している。
				9	保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。
				10	保育計画として作成する年間行事計画、年案、月案、週案、デイリープログラムについて、相互につながりがあるものとなっており、保育課程とも整合性がとれている。
5	4・5歳児の教育・保育全般	4・5歳児の教育・保育全般について、養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、教育・保育の内容や方法に配慮されている。	4	11	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
				12	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
6	生活と発達	こどもの生活と発達について、こども一人ひとりを受容し、理解を深めた働きかけや援助が行われている。	6	13	家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
				14	こどもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応し、こどもにわかりやすい穏やかな言葉使いで接している。
				15	登所時に泣くこどもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、こどもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。
7	基本的な生活習慣	こどもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	6	16	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。
				17	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
				18	戸外で遊ぶ時間や空間が確保され、遊びの中で、こどもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。

審査基準について(案)

審査項目				審査基準	
	項目	内容	配点		
8	人間関係	こどもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような環境が整備されている。	6	19	こどもが自発性を発揮できるような働きかけをし、こどもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。
				20	こども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをし、けんかの場面では、危険のないように注意しながら、こどもたち同士で解決するように援助している。
				21	当番活動や順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
9	自然・社会	こどもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような環境が整備されている。	6	22	こどもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
				23	散歩や行事などで、こどもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくり、また、地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
				24	季節や時期、こどもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
10	言語環境	こどもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような環境が整備されている。	6	25	遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会が設け、絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
				26	クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などをこどもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
				27	こどもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったり、いろいろな楽器を楽しんだりすることができ、身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
11	小学校就学に向けた配慮	教育・保育内容において、小学校との連携や就学を見通した配慮が行われている。	4	28	小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、こどもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
				29	保護者が小学校以降のこどもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
12	教育・保育環境	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできるような教育・保育環境が整備されている。	6	30	採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。また、手洗い場・トイレは、明るく清潔で、こどもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
				31	安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮され、一人ひとりのこどもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
				32	保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動ができるように配慮されている。
13	食事の提供	食事を楽しむことができる工夫をし、アレルギー対応、食中毒の予防や発生時の対応についての体制を整備している。	6	33	食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮する、こどもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しむ、こどもが配膳や後片づけなどに参加するなどにより、こどもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
				34	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れ、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
				35	アレルギーや食中毒に対応するマニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、食事の際、職員全員の認識のもと、アレルギーのあるこどもと他のこどもたちとの相違に配慮している。

審査基準について(案)

審査項目				審査基準	
	項目	内容	配点		
14	こどもの健康管理・感染症予防	こどもの健康管理は、こども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	6	36	健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成し、また、こども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
				37	体調のすぐれないこどもについては、保護者と確認し、食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。こどもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
				38	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員に周知徹底している。
15	安全管理	災害時、事故発生時等におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	8	39	火災、地震、津波、不審者の侵入等への対応を示した安全管理マニュアル等を作成し、定期的に避難訓練を行う等により、職員に周知徹底している。
				40	日常の安全管理や事故防止、耐震対策のため、設備等（遊具・玩具・用具・園庭など）の安全点検を定期的に行っている。
				41	事故発生時の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、事故発生の危険性の軽減策の1つとして、「慣らし保育」の仕組みを導入し、保護者が関心を持っているような場合には保護者に対し啓発を行う。
				42	事故等による心停止等に対応するため、AEDをすぐに使用できる環境を整えるとともに、管理者も含めた複数の職員が普通救命講習の受講を予定している。
16	保護者に対する支援	家庭とこどもの教育・保育が密接に関連した保護者支援を行い、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	6	43	連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行った上で、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。
				44	個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
				45	保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けたり、保護者の保育参加を行うなど、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
17	苦情解決・記録の管理	苦情解決の仕組みが確立しており、また、こどもに関する記録が適切に行われている。	4	46	苦情解決の体制を整備し、保護者への周知を行い、苦情を受け付けし解決を図った記録が適切に保管されている。
				47	こども一人ひとりの教育・保育、健康管理についての記録を統一した様式等により記録し、職員間で共有されている。
18	虐待防止・体罰防止	不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見及び虐待の予防に努め、体罰等こどもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	6	48	児童虐待を発見した場合の対応についてのマニュアルを整備し、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見に努めている。
				49	職員に対して不適切な養育や虐待が疑われるこどもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
				50	体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。
			100		